特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
14	重度心身障害者の医療費助成に関する事務 基礎項目 評価書	

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

別海町は、重度心身障害者の医療費助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道別海町長

公表日

令和1年6月7日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報									
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	重度心身障害者の医療費助成に関する事務								
②事務の概要	本事務は、別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例(昭和48年別海町条例第34号)、別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則(平成16年別海町規則第28号)に基づき、重度心身障害者の医療費助成に関する事務を行うものであり、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第十九条第十六号に基づき同条第七号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(委員会規則」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取扱う。 別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則第5条の受給者の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答及び決定に関する事務とする。								
③システムの名称	①住民記録システム②住民基本台帳ネットワークシステム③宛名管理システム④中間サーバー⑤団体内統合宛名システム								
2. 特定個人情報ファイル名									
(1)住民基本台帳ファイル(2)本人確認情報ファイル(3)送付先情報ファイル(4)宛名情報ファイル(5)団体内統合宛名システムファイル									

3. 個人番号の利用

悉	문	法	笙	h	冬	笙	_	項

法令上の根拠

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用に関する条例別表第1(2の項)

別海町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則第3条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

II INTRIACION I DI DI DI DI	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	[情報提供の根拠] 情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない [情報照会の根拠] 番号法第19条第16号 委員会規則第2条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 町民課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒086-0205

請求先

北海道野付郡別海町別海常盤町280番地 別海町役場 総務部 総務課 総務行政担当

電話番号:0153-75-2111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒086-0205

連絡先

北海道野付郡別海町別海常盤町280番地 別海町役場 総務部 総務課 情報管理担当

電話番号:0153-75-2111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人۶	卡満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	令和1年5月31日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和	1年5月31日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎 2)又は3)を選択した評価実施	項目評価			平価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 頁目評価書において、リス・	全項目評価書		
されている。								
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供	ネットワークシステ	ムを通し	た入手を除く				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱い	の委託			[]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や	情報提供ネットワー	クシステュ	ムを通じた提供]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・2	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[0]	自己点検	[]] 内部監査	[] 外部監	·		
9. 従業者に対する教育・啓	各							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている		